

議案第 36 号

佐倉市道路線の変更について

次のとおり佐倉市道路線を変更するため、道路法（昭和 27 年法律 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めらる。

路線名	変更の 前後別	起点 終点	重要な経過地
I - 30 号線	変更前	佐倉市大崎台四丁目 1 番 1 地先 佐倉市石川 3 1 2 番地先	
	変更後	佐倉市大崎台四丁目 1 番 1 地先 佐倉市高崎 9 8 8 番地先	

平成 28 年 2 月 22 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄